

専 務 連 絡  
平成 2 1 年 7 月 2 2 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐(医療福祉担当)  
( 契 印 省 略 )

労災指定医療機関等からの請求傾向に関する情報提供について

労災診療費の適正払いの徹底については、平成 2 1 年 2 月 2 4 日付け基労発第 0224001 号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の第 4 の 1 で労災指定医療機関に対する取組が指示されているところであるが、これに伴い、平成 2 1 年度労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者（以下「受託者」という。）に対し、別添のとおり行政機関への労災診療費等に係る情報提供等を行わせることとしています。

については、「誤請求の多い医療機関の一覧表」により受託者から貴職あて情報が提供されますので、労災指定医療機関への指導等に当たり活用いただくようお願いします。

なお、情報提供を受けるに当たっては、事前に医療機関の選定基準及び提供の時期等について、受託者と調整の上で資料を作成するよう依頼することとしましたので申し添えます。

事務連絡  
平成21年7月22日

財団法人労災保険情報センター  
医事部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐(医療福祉担当)

### 労災指定医療機関等からの請求傾向に関する情報提供について

平成21年度において、貴財団に委託して行う労災診療費審査体制等充実強化対策事業のうち行政機関への労災指定医療機関等からの請求傾向に関する情報提供につき、「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る企画書作成のための仕様書の詳細」第1章第1節IV-4に基づいて、誤請求が多く見られる医療機関等に係る情報を、下記要領により別紙にて都道府県労働局あて提供していただくようお願いします。

なお、情報を提供いただくに当たっては、事前に医療機関の選定、指導すべき具体的内容及び提供の時期等について都道府県労働局と調整の上、資料を作成いただくよう併せてお願いします。

### 記

#### 1 誤請求医療機関の選定

労災診療費等審査点検等を通じ、金額、件数、内容等の観点において誤請求の多い医療機関として把握しているものから選定すること。

なお、選定に当たっては、別添「誤請求の多い医療機関の一覧表」を参考に、各局管内の実情に応じ具体的な選定基準を都道府県労働局と調整の上、誤請求の具体的内容を示し、必要に応じてレセプト(写)を添付すること。

#### 2 情報提供の時期と医療機関数

提供時期は原則として年3回目途(例：7月末・10月末・1月末など)とし、1回の情報提供につき北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡は10医療機関程度、その他は5医療機関程度を情報提供すること。

#### 3 対象となるレセプト

各情報提供時において直近3ヶ月分の請求レセプトの内容について対象とする。

(例：10月末(7月から9月までの請求レセプト))



## 誤請求の多い医療機関の一覧表 (記載事例)

対象医療機関名 (指定医療機関番号)	診療項目	具体的内容
A病院 (9910001)	初診料	特別食加算 ・私病に対し算定している。
B病院 (9920002)	医学管理料	再診時療養指導管理料 ・重複算定できない指導料と同一月に算定している。
	リハビリテーション料	算定起算日 ・抜釘術後にリセットして算定している。 四肢加算 ・手部(手関節以下)に対し2.0倍で算定している。
C病院 (9930003)	処置料	四肢加算 ・対象外の部位(頭部等)に対し1.5倍で算定している。
	手術料	四肢加算 ・対象外の部位(頭部等)に対し1.5倍で算定している。 ・対象外の点数(形成の手術、創外固定器加算等)に対し算定している。
D病院 (9940004)	取扱料	療養の給付請求書取扱料 ・転医始診であるのに算定している。
	初診料	救急医療管理加算 ・リハビリ目的の転医始診であるのに算定している。
	入院料	回復期リハビリテーション病棟 ・算定要件を満たしていない傷病で算定している。
E病院 (9950005)	入院料	療養環境加算 ・室料加算と重複して算定している。
		室料加算 ・届出と異なる金額で(消費税を足して)算定している。
	手術料	植皮術 ・真皮欠損用グラフトの使用のみで算定している。 骨移植術 ・人工骨の使用のみで算定している。 機能回復指導加算 ・手部(手関節以下)以外の部位に対し算定している。
F病院 (9960006)	手術料	初診時ブラッシング料 ・デブリードマン加算と重複し算定している。